公益社団法人日本橋法人会 会費規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本橋法人会の定款第7条の規定に基づき、会費に 関し必要な事項を定めるものとする。

(会費の種類)

第2条 会員は毎事業年度、会費を納入しなければならない。

年額会費(月額会費×12ヶ月)は、会員種別に応じて次の各号のとおりとする。

(1) 正会員

① ②、③以外の法人 資本金額により次のとおりとする。

資本金	3 0 0	万円未満		月額会費		500円
資本金	3 0 0	万円以上 5	00 万円未満	月額会費		600円
資本金	5 0 0	万円以上1,	000万円未満	月額会費		700円
資本金	1, 000	万円以上2,	000万円未満	月額会費	1,	000円
資本金	2, 000	万円以上5,	000万円未満	月額会費	1,	200円
資本金	5, 000)万円以上	1億円未満	月額会費	2,	000円
資本金	1	L億円以上	10億円未満	月額会費	3,	000円
資本金	1 () 億円以上		月額会費	4,	000円

② 支店·出張所、子会社

支店・出張所、子会社の年会費については、上記①に係わらず次による。 但し(2)に該当する法人を除く。

- イ 支店、出張所の会費は本店資本金の2階級下の会費とし、最低は月額 500円とする。
- ロ 子会社会費の特例

既入会の親会社(資本金の1番大きい会社)と同一所在、且つ同一代表者の法人に限り、当該親会社の子会社とみなし、会費月額500円とする。

- ③ 公益法人等は月額1,000円とする。
- ④ 個人事業者は月額500円とする。

(2) 特別会員

会費は月額500円とする。

(会費の使途)

第3条 前条の会費は、毎事業年度における合計額の20%以上を当該年度の公益目的 事業に使用する。

(会費の滞納)

第4条 会費を1年分以上滞納したときは、会費の催告をし、之に応じないときは会員 資格を喪失するものとする。

(会費の納入方法)

- 第5条 会費の納入は年1回とし、次の方法のいずれかによって毎年6月末日までに納 入しなければならない。
 - (1) 口座振替
 - (2) 振込納付
 - (3)集金

(中途入会の会費)

第6条 事業年度の中途に入会した会員の当該事業年度の会費年額は、入会の日の属する月の翌月から年度末までの月数による。

(中途退会の会費)

第7条 事業年度の中途に退会した場合の帰納の当該事業年度分の会費年額は、原則と して返還しない。

(改 廃)

第8条 この規程を改廃する場合は、総会の決議を経て行うものとする。

附則

この規程は、公益社団法人日本橋法人会の設立登記の日(平成24年4月1日) から施行する。